

平成30年12月18日（火曜日）

議事日程第4号

平成30年12月18日（火曜日）午前10時開議

- 第1. 委員長審査報告
- 第2. 議案第137号 由利本荘市役所総合支所設置条例及び由利本荘市公告式条例の一部を改正する条例案
- 第3. 議案第138号 由利本荘市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第4. 議案第142号 由利本荘市コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例案
- 第5. 議案第143号 由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案
- 第6. 議案第144号 由利本荘市農山村集会施設条例の一部を改正する条例案
- 第7. 議案第145号 由利本荘市スターハウス条例の一部を改正する条例案
- 第8. 議案第146号 由利本荘市青少年交流施設条例の一部を改正する条例案
- 第9. 議案第147号 由利本荘市南由利原高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例案
- 第10. 議案第148号 由利本荘市八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案
- 第11. 議案第149号 由利本荘市営スキー場条例の一部を改正する条例案
- 第12. 議案第150号 由利本荘市鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案
- 第13. 議案第151号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 第14. 議案第152号 由利本荘市武道館条例の一部を改正する条例案
- 第15. 議案第153号 由利本荘市議会議員及び由利本荘市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 第16. 議案第154号 市道猿倉花立線災害防除工事請負変更契約の締結について
- 第17. 議案第155号 29災第343号一級市道水無線（真人橋）橋梁災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 第18. 議案第157号 由利本荘市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第19. 議案第158号 本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の策定について
- 第20. 議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第21. 議案第160号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第22. 議案第161号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第23. 議案第162号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第24. 議案第163号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 第25. 議案第164号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について
- 第26. 議案第166号 本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の本荘由利広域市町村圏組合立休日応急診療所に係る事務の委託の廃止について
- 第27. 議案第168号 平成30年度由利本荘市一般会計補正予算（第11号）
- 第28. 議案第169号 平成30年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3

- 号)
- 第29. 議案第170号 平成30年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第30. 議案第172号 平成30年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算(第4号)
- 第31. 議案第174号 平成30年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第4号)
- 第32. 議案第176号 平成30年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 第33. 議案第178号 平成30年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- 第34. 議案第179号 平成30年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第3号)
- 第35. 議案第181号 平成30年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第36. 議案第183号 権利の放棄について
- 第37. 議案第184号 平成30年度由利本荘市一般会計補正予算(第12号)
- 第38. 請願第3号 消費税増税中止を求める意見書提出についての請願
- 第39. 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現、夜勤改善と大幅増員を求める意見書提出についての陳情
- 第40. 陳情第8号 介護労働者の労働環境及び処遇の改善を求める意見書提出についての陳情
- 第41. 陳情第9号 全国を適用地域とした看護師の特定最低賃金の新設を国に求める意見書提出についての陳情
- 第42. 陳情第10号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める意見書提出についての陳情
- 第43. 陳情第11号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める意見書提出についての陳情
- 第44. 継続審査中の陳情第3号 臓器移植の環境整備を求める意見書提出についての陳情
- 第45. 継続審査について
陳情第6号 食糧の安全・安心を図るための農産物検査法の抜本的見直し等を求める意見書提出についての陳情
- 第46. 委員会活動報告

本日の会議に付した事件

第1から第46までは議事日程第4号のとおり

第47. 追加提出委員会発案の説明並びに質疑

委員会発案第4号

1件

第48. 委員会発案第4号 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める意見書の提出について

出席議員（24人）

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 阿部 十全 | 2番 | 岡見 善人 | 3番 | 正木 修一 |
| 4番 | 伊藤 岩夫 | 5番 | 今野 英元 | 6番 | 佐々木 隆一 |
| 8番 | 佐々木 茂 | 9番 | 三浦 晃 | 10番 | 高野 吉孝 |
| 11番 | 佐藤 義之 | 12番 | 小松 浩一 | 13番 | 伊藤 順男 |
| 14番 | 長沼 久利 | 16番 | 佐藤 健司 | 17番 | 佐々木 慶治 |
| 18番 | 渡部 功 | 19番 | 大関 嘉一 | 20番 | 佐藤 勇 |
| 21番 | 湊 貴信 | 22番 | 伊藤 文治 | 23番 | 高橋 和子 |
| 24番 | 高橋 信雄 | 25番 | 三浦 秀雄 | 26番 | 渡部 聖一 |

欠席議員（1名）

15番 吉田 朋子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|---------------------------------|-------|------------------------|--------|
| 市長 | 長谷部 誠 | 副市長 | 阿部 太津夫 |
| 副市長 | 九嶋 敏明 | 教育長 | 佐々田 亨三 |
| 企業管理者 | 藤原 秀一 | 総務部長 | 原田 正雄 |
| 企画調整部長 | 佐藤 光昭 | 市民生活部長 | 茂木 鉄也 |
| 健康福祉部長 | 今野 政幸 | 農林水産部長 | 遠藤 晃 |
| 商工観光部長 | 堀 良隆 | 建設部長 | 佐々木 肇 |
| 由利本荘まるごと営業本部事務局長 兼まるごと売り込み課長 | 田口 民雄 | スポーツ・ヘルスコミッション 推進部長 | 袴田 範之 |
| 矢島総合支所長 | 清水 隆司 | 岩城総合支所長 | 佐々木 藤悦 |
| 由利総合支所長 | 齊藤 友治 | 西目総合支所長 | 齋藤 久美子 |
| 教育次長 | 武田 公明 | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 局長 | 鎌田 正廣 | 次長 | 鎌田 直人 |
| 書記 | 高橋 清樹 | 書記 | 古戸 利幸 |
| 書記 | 佐々木 健児 | 書記 | 成田 透 |

午前10時00分 開 議

○議長（渡部聖一君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

15番吉田朋子さんより欠席の届け出があります。

出席議員は24名であります。出席議員は定足数に達しております。

それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

○議長（渡部聖一君） 日程第1、これより議案第137号、議案第138号、議案第142号から議案第155号まで、議案第157号から議案第164号まで、議案第166号、議案第168号か

ら議案第170号まで、議案第172号、議案第174号、議案第176号、議案第178号、議案第179号、議案第181号、議案第183号及び議案第184号の36件並びに請願第3号並びに陳情第6号から陳情第11号まで及び継続審査中の陳情第3号の8件の計44件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。21番湊貴信君。

【総務常任委員長（湊貴信君）登壇】

○総務常任委員長（湊貴信君） 総務常任委員会の審査の経過と概要及び結果について御報告申し上げます。

報告いたします案件は、条例改正5件、計画変更1件、協定策定1件、指定管理1件、補正予算3件、請願1件の合計12件であります。

初めに、条例改正であります。

議案第137号総合支所設置条例及び公告式条例の一部を改正する条例案であります。本荘地域の5カ所の出張所が来年3月31日をもって廃止されることに伴い、設置条例では、表中の当該出張所を削り、また、公告式条例では、別表中のそれぞれの掲示場を出張所から公民館に改めようとするものであります。

次に、議案第138号行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。算出した1件の使用料の額が100円に満たない場合、事務経費を考慮し、100円に切り上げる規定を加えようとするものであります。

次に、議案第142号コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例案であります。石沢コミュニティ防災センターの用途廃止に伴い、別表から削ろうとするものであり、用途廃止後は、山内町内会に譲渡を予定しているものであります。

次に、議案第151号火災予防条例の一部を改正する条例案であります。重大な消防法令違反のある建物の情報を公表できるようにするため、条文を加えようとするものであります。

次に、議案第153号市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案であります。公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動用のビラ作成の公費負担に関する規定を加えようとするものであり、ビラ作成の上限枚数は4,000枚とするものであります。

以上、御報告いたしました5件の条例改正につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第157号過疎地域自立促進計画の変更についてであります。計画に拠点間IP伝送設備高速化事業及び公衆無線LAN設備整備事業を加えようとするものであり、また、議案第158号本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の策定についてであります。これまでの合併1市圏域の定住自立圏はそのままに、新たに本市を中心市とした、にかほ市との2市による定住自立圏を形成しようとするもので、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第159号公の施設の指定管理者の指定についてであります。来年の3月31日で指定管理期間が満了となる西滝沢水辺プラザについて、指定管理者選定委員会の

審議を経て、来年4月1日から4カ年、特定非営利活動法人西滝沢子ども水辺協議会を改めて指定管理者として指定しようとするものでありますが、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第168号一般会計補正予算（第11号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、1款、8款、13款から15款、17款から20款、歳出では、1款、2款、9款、12款、13款及び地方債であります。

歳入であります。1款市税では、市民税、固定資産税及び軽自動車税の増額、8款地方特例交付金では、減収補てん特例交付金の増額、13款国庫支出金では、消防施設整備費補助金の減額、14款県支出金では、県議会議員選挙委託金の増額、15款財産収入では、土地建物貸付収入の減額及び土地、分収林立木、物品売払収入の増額、17款繰入金では、減債基金繰入金の増額、18款繰越金では、前年度繰越金の最終の増額、19款諸収入では、保険収入、立木補償費の措置、20款市債では、防災施設整備事業債の減額であります。

歳出であります。全般にわたり、時間外勤務手当や共済費などの人件費及び価格の高騰により、燃料費や光熱水費が増額補正されているほか、1款議会費では、議長交際費の増額、2款総務費では、改元対応のシステム改修委託料及び県議会議員一般選挙事務費の措置、9款消防費では、デジタル無線装置の修繕料の措置、12款公債費では、長期債償還に係る元金の増額、13款予備費では、財源調整のための増額であります。

また、地方債補正であります。〔仮称〕いきいきこどもプラザ整備事業、防災施設整備事業、林道災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業について、起債限度額をそれぞれ変更しようとするものであります。

次に、議案第184号一般会計補正予算（第12号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入9款及び地方債であります。歳出10款に係る一般財源分として地方交付税を増額し、また、学校空調設備整備事業について、起債限度額1億7,000万円で追加しようとするものであります。

次に、議案第174号情報センター特別会計補正予算（第4号）であります。歳入では、一般会計繰入金や前年度繰越金の増額及び工事先送りに伴う施設等移転補償費の減額であり、歳出では、人件費、光熱水費、支障移転等の修繕料及び伝送路設備保守管理委託料などの補正で、歳入歳出それぞれ1億5,951万5,000円増額し、補正後の予算総額を6億8,212万5,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました3件の一般会計及び特別会計の補正予算につきまして、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、請願第3号消費税増税中止を求める意見書提出についての請願であります。この請願につきましては、次のような討論がありましたので、概要を御報告いたします。

来年7月に、参議院議員選挙があるが、自民党内でも10月に10%への増税で選挙が戦えるかとの議論もある。小売業界の中でも混乱が起きてきているし、同じ10%の消費税でも年収の違いによって重みは大きな差異があると思われるので採択すべき。

採択すべきとのことは、もっともなことだと思う。政府は消費税を上げるためにばらまきのことを考えているが、そのこと自体にぶれを感じる。ポイント制などは感心できるものではないが、社会保障や財政規律などを考えれば、いたし方ないものと思うし、これ以上借金をふやすことはできないので不採択と言わざるを得ない。

採択すべきの理由は理解できるが、国は随分前から各地で増税について説明しており、全てがその方向に向かっているものと認識しており、不採択とするべき。

いろいろとぶれが出てきているが、社会保障のことを考えると苦渋の選択ではあるが、不採択とするべき。

以上の討論の後、採決した結果、賛成少数で不採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、案件の審査報告を終わりますが、まとめの際に委員より次の発言がありましたので、御報告いたします。

議案第168号の一般会計の補正予算の中で、個人市民税の滞納繰越分が300万円増額されている。これは、確実に収入できることになったことによるものとのことであるが、本市の収納率は県内でも高いことなど、関係職員の日ごろからの努力に敬意を払いたい。

報告事項で、来年度以降のコミュニティバスの運行方針を家族などの送迎により移動が可能な曜日について削減、市民に影響の少ないダイヤを減便し効率的な運行を目指すなどとしているが、表にあらわれる数値のみで判断せず、実態把握に努め、見直しについては慎重に決定されたいとのことであります。

以上で、総務常任委員会の全ての報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。9番三浦晃君。

【教育民生常任委員長（三浦晃君）登壇】

○教育民生常任委員長（三浦晃君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

報告いたします案件は、条例関係2件、補正予算5件、その他2件、陳情5件、また、継続審査中の陳情1件を加えた計15件の審査結果につきましては、お手元の審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係であります。

議案第143号学童保育施設条例の一部を改正する条例案であります。これは、鳥海地域の学童保育施設の統合に伴い、直根及び笹子の両学童保育施設を用途廃止するため、施行日を平成31年4月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第152号武道館条例の一部を改正する条例案であります。これは、（仮称）いきいきこどもプラザ整備事業の開始に伴い、本荘格技場を用途廃止するため、施行日を平成31年1月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、その他の案件であります。

議案第160号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは、本年度末

で指定管理期間が満了となる岩城地域の春の丘地域交流施設いこいの家について、指定管理者選定委員会の審議を経て、市社会福祉協議会を平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4カ年指定することについて、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第166号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の本荘由利広域市町村圏組合立休日応急診療所に係る事務の委託の廃止についてであります。これは、平成31年4月1日から、休日応急診療所開設者を本荘由利広域市町村圏組合管理者から由利本荘市長に変更するため、当該事務の委託を廃止することについて協議するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、同診療所は、昭和58年の開設以来、旧本荘市から引き続き本市が事務の管理及び執行を行ってきたものであります。由利本荘市地域医療検討委員会からは、運営に支障がなければ開設者の変更は問題ないとの提言を受けているとの説明を受けております。

以上、御報告申し上げました2件に案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算であります。

議案第168号一般会計補正予算（第11号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、11款、13款から15款、19款及び20款、歳出では、2款から4款及び10款であります。

歳入11款負担金及び分担金では、未熟児養育医療負担金の追加、また、13款国庫支出金及び14款県支出金では、事業実績見込みや交付額確定による障がい者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金及び放課後子ども教室事業費補助金の追加が主なものであります。

15款財産収入では、実績見込みによる鉄、アルミ、古紙などの物品売却収入の減額、19款諸収入では、事業実績見込みなどによる過年度分療養給付費返還金及び地域支援事業受託収入の追加が主なものであり、また、20款市債では、本荘格技場の解体工事に係る（仮称）いきいきこどもプラザ整備事業債の追加であります。

次に、歳出であります。職員人件費及び臨時職員の賃金改定等に係る補正以外の主なものについて御報告申し上げます。

2款総務費では、3項戸籍住民基本台帳費において、コンビニ交付システム改元対応に係る経費の追加、3款民生費では、1項社会福祉費において、実績見込みによる介護給付費・訓練等給付費及び介護予防支援事業所運営費の追加、2項児童福祉費では、入所児童及び公定価格単価の増による保育所入所措置事業費の追加、3項生活保護費では、平成29年度国庫負担等精算還付金の追加であります。

4款衛生費では、1項保健衛生費において、特別会計繰出金の減額、2項清掃費では、額の確定による仁賀保一般廃棄物最終処分場分担金の減額であります。同処分場につきましては、旧西目町と旧仁賀保町が締結した協定に基づき、西目地域の住民が引き続き利用してきておりましたが、建設に係る償還金の残額や利用状況等を鑑み、本年度をもって協定を廃止し、また、これにより来年度からは、本市の住民は同処分場を利用することができなくなるとの説明を受けております。

10款教育費では、各小中学校、社会教育施設及び体育施設における維持管理・修繕に係る補正のほか、1項教育総務費では、教科書移行措置用指導書の購入に係る経費の追加、4項社会教育費では、県指定有形文化財、永泉寺山門消防設備設置などに係る地域文化財管理費補助金の追加、5項保健体育費では、鳥海球場の維持管理に係る乗用芝刈り機など備品購入費の追加であります。

次に、議案第169号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では、交付額確定による保険給付費等交付金の追加及び一般会計繰入金の減額、歳出では、支出見込みによる退職被保険者等療養給付費の減額並びに一般被保険者高額療養費及び基金積立金の追加が主なものであります。歳入歳出それぞれ4,401万8,000円を追加し、総額を88億8,356万円にしようとするものであります。

次に、議案第170号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。郵便料金の支出見込みによる補正であり、歳入では、一般会計繰入金の追加、歳出では、一般管理費及び徴収費の追加であります。歳入歳出それぞれ45万1,000円を追加し、総額を8億1,958万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第172号診療所運営特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、診療収入及び一般会計繰入金の減額、歳出では、各診療所運営費の追加及び減額であります。歳入歳出それぞれ2,536万5,000円を減額し、総額を2億9,242万円にしようとするものであります。

次に、議案第184号一般会計補正予算（第12号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入13款及び20款、歳出10款並びに繰越明許費10款ありますが、これらにつきましては、国の補正予算に伴い、小学校7校の普通教室などに空調設備を設置しようとするものであります。

歳入13款国庫支出金では、冷房設備対応臨時特例交付金を、また、20款市債では、学校空調設備整備事業債をそれぞれ追加し、歳出10款教育費では、設置に係る実施設計委託料及び工事費を追加しようとするものであります。年度内の事業完了が困難であることから、平成31年度に事業費を繰り越すため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

平成32年度までの計画で、全ての小学校の普通教室及び中学校3校の図書室にエアコンを設置する予定であるとの説明があったものであります。審査の過程において委員からは、このたびの国の補正に係る同事業の実施については、財源の関係などにより見送った市町村もある中、児童生徒のため学校環境の整備に取り組むこととしたことを高く評価する。来年度以降の財源確保には鋭意努力されたい。猛暑に対応するため、できるだけ早い事業実施を望むなどの発言がありましたので、申し添えます。

以上、御報告申し上げました5件の各会計補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情について御報告申し上げます。それぞれ陳情者から提出された資料を参考とし、また、当局に情報提供を求めるなど、慎重に審査したものであります。

陳情第7号安全・安心の医療・介護の実現、夜勤改善と大幅増員を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善することなどについて、国の関係機関や県に対

し、意見書の提出を求めるものであります。

労働環境の改善は必要ではあるが、求人倍率等から考えると、人材不足の根本的な課題解決につながるのか不透明であるとの意見があったものの、陳情の趣旨は理解できるとし、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第8号介護労働者の労働環境及び処遇の改善を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、介護の人材確保、離職防止のため、介護労働者の処遇改善策を講じることなどについて、国の関係機関や県に対し、意見書の提出を求めるものであります。

昇給、手当などを初め、処遇は一部改善されてきている部分があり、大幅な国の負担増を求めることは、制度の持続性確保の観点からは困難であるとの意見があったものの、陳情の趣旨は理解できるとし、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第9号全国を適用地域とした看護師の特定最低賃金の新設を国に求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・介護体制を確保するため、全国を適用対象とした看護師の特定最低賃金を新設することについて、国の関係機関に対し、意見書の提出を求めるものであります。

処遇の改善は不十分ではあるものの、現在の社会経済状況を鑑みると、特定最低賃金の導入は考えづらいため、不採択とすべきとの討論があり、採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第10号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める意見書提出についての陳情であります。

高齢者の負担増は大変厳しいものであるが、制度の持続性確保、社会経済状況の観点から避けては通れないため、不採択とすべきとの討論があり、採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める意見書提出についての陳情であります。

この陳情は、介護保険料、利用料、施設入所費などの負担軽減を図ること、ケアプランの有料化を行わないことなどについて、国の関係機関に対し、意見書の提出を求めるものであります。陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の陳情第3号臓器移植の環境整備を求める意見書提出についての陳情であります。この陳情は、臓器提供施設における院内体制の整備、国民が臓器移植ネットワークの構築されていない国において臓器移植を受けることのないよう必要な対策を講ずることなどについて、国の関係機関に対し、意見書の提出を求めるものであります。

臓器移植問題への取り組みは重要な課題ではあるが、諸外国における現状を判断し得る情報を持ち得ていないことから、現段階では、不採択とすべきとの討論があり、採決の結果、全会一致で不採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、審査報告を終わりますが、最後に、今定例会の初日に御報告いたしました岩

城小学校の地盤沈下につきまして、現地調査を行いましたので、これについて御報告申し上げます。

実際に現地で確認したところ、箇所によっては段差が目視で20センチメートル近くに達しているところもありました。

教育委員会からは、現在も沈下がおさまらない状況であることから、今後、動態観測を行い、その収束を見きわめながら補修について検討する予定であるが、児童の安全確保を最優先に考え、できる範囲内で対応していくとの説明がありました。

委員からは、転倒につながるような段差の部分は、二度手間、三度手間になってもその都度対応すべきではないか。雨水や雪解け水が浸食し空洞化も懸念されるなどの意見があり、児童の学校生活の安全確保を最優先し、危険箇所について、迅速な対応をすべきとの結論に至ったものであります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

- 議長（渡部聖一君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。23番高橋和子さん。

【産業経済常任委員長（高橋和子君）登壇】

- 産業経済常任委員長（高橋和子君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当委員会に審査付託になりました案件は、初日審査分を除き、条例案7件、指定管理者の指定関係3件、補正予算案2件、その他1件及び陳情1件の計14件であります。

審査の結果は、審査報告書のとおりであります。審査の経過と概要を御報告申し上げます。

初めに、議案第144号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案並びに議案第163号及び議案第164号の公の施設の指定管理者の指定の期間の変更については、大内地域の代内生活改善センター及び芦渕集会施設を、現在の指定管理者であるそれぞれの町内会へ譲渡するに当たり、指定管理者の指定期間を短縮し、また当該施設を用途廃止するため、施行日を平成31年4月1日として、条例の一部を改正しようとするものであります。いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第145号スターハウス条例の一部を改正する条例案、議案第146号青少年交流施設条例の一部を改正する条例案、議案第147号南由利原高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例案、議案第148号八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案、議案第149号市営スキー場条例の一部を改正する条例案及び議案第150号鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案は、指定管理者制度の導入に向け、施行日を公布の日からとして、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、議案第148号八塩いこいの森条例の一部を改正する条例案につきましては、ボート場の廃止に伴い、指定管理者制度の導入に向けた規定の整備とあわせ、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げます。6件の条例案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第161号公の施設の指定管理者の指定については、今年度末で指定期間が

満了となる西目ふるさと交流センターかしわ温泉について、選定委員会での審査の結果に基づき、株式会社西目町卸流通センターを指定管理者として、平成31年4月1日から4カ年指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものでありますが、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算案であります。

議案第168号一般会計補正予算（第11号）において、当委員会が審査いたしましたのは、歳入12から14、19、20の各款及び歳出2款、5から7款及び11款であります。主な内容を御報告申し上げます。

歳入12款使用料及び手数料では、ゆり高原ふれあい農場使用料の追加、13款国庫支出金では、地方創生推進交付金の追加、14款県支出金では、各農林業費補助金の補正であります。

19款諸収入では、保険収入及び中山間地域直接支払交付金などの返還金の追加、20款市債では林道災害復旧事業債の追加であります。

歳出2款総務費並びに5款労働費では、職員の人事異動や賃金改定に伴う人件費の補正、6款農林水産業費では、新規2名分に対する半年分の農業次世代人材投資事業費補助金及び治山事業費における県単局所防災事業費の追加であります。

7款商工費では、各観光施設の光熱水費並びに訪日ツアーによる市内宿泊者が、好調な伸びであり1,000人を超える見込みであることから、訪日観光推進補助金の追加、11款災害復旧費では、林道災害復旧事業費の追加であります。

次に、議案第179号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）は、歳入では、一般会計からの繰入金の追加、歳出では、矢島スキー場の運営費の追加であり、歳入歳出それぞれ57万4,000円追加し、総額を2億337万9,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました2件の補正予算案は、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、議案第183号権利の放棄については、本市とJ X石油開発株式会社の共同鉱業権に関して、今後、両者とも採掘する見込みがないことから、当該権利の放棄について、議会の議決を得ようとするものでありますが、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情であります。

陳情第6号食糧の安全・安心を図るための農産物検査法の抜本的見直し等を求める意見書提出についての陳情は、農産物検査法を食の安全・安心を図る目的として、着色粒規定並びに等級制の廃止など抜本的な見直しと、関連法である食品表示法の見直しについて、国及び関係省庁に対して意見書の提出を求めるものでありますが、なお審査を要するものとして、全会一致で継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。10番高野吉孝君。

【建設常任委員長（高野吉孝君）登壇】

○建設常任委員長（高野吉孝君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除いて、補正予算4件、契約関係2件及びその他1件の計7件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります
が、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第154号市道猿倉花立線災害防除工事請負変更契約の締結についてで
ありますが、これは、盛土量の見直しにより盛土工が減工になったことや、追加資材の購
入に伴い、山科建設株式会社・矢島建設株式会社特定建設工事共同企業体と変更契約を
締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第155号29災第343号一級市道水無線（真人橋）橋梁災害復旧工事請負変更
契約の締結についてであります。これは、施工数量が確定したことに伴い、丁川の護
岸工事において延長が減工となることから、山科建設株式会社・佐藤建設株式会社特定
建設工事共同企業体と変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするもので
あります。

以上、御報告申し上げました2件の契約案件につきましては、提案の趣旨を了とし、
原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第162号公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、伊勢堂会館の指定管理期間が、来年3月末で満了することに伴い更新するも
ので、平成31年4月から10年間、本荘町内会を指定管理者として指定するに当たり、議
会の議決を得ようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決す
べきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

議案第168号一般会計補正予算（第11号）であります。当常任委員会に審査付託に
なりましたのは、歳入で13款及び20款、歳出では4款、6款、8款及び11款、繰越明許
費では8款であります。

初めに、歳入であります。本荘地域の市道小屋川9号線道路災害復旧工事に関し
て、13款国庫支出金で、公共土木施設災害復旧費負担金を追加、20款市債で、公共土木
施設災害復旧債を追加するものであります。

歳出では、職員人件費の調整のほか、4款衛生費では、上水道事業補助金の確定によ
る減額と飲料水供給施設電気料の増額であります。

6款農林水産業費では、集落排水事業特別会計への繰出金の追加であります。

8款土木費においては、2項道路橋梁費で、県の払い下げ除雪車の購入及び手続に要
する費用の追加であります。

5項都市計画費では、公園管理費で光熱水費の増額であります。

6項住宅費では、コミュニティセンター等の光熱水費及び住宅修繕費の増額でありま
す。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、市道小屋川9号線災害復旧工事
に伴う用地取得に要する費用の追加であります。

また、繰越明許費では、8款土木費において、石脇地区都市計画道路の見直しに関す
る調査計画及び関係機関との協議、調整に不測の日数を要することから、798万5,000円
を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、議案第176号下水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。

歳入で、前年度繰越金を追加、道路工事関連補償費及び公共下水道事業債を減額し、

歳出では、一般管理費及び処理施設維持管理費を追加するほか、県道羽後本荘停車場線の事業費の減額及び公債費の組み替えが主なものであります。歳入歳出それぞれ1,220万円を減額し、補正後の予算総額を30億7,429万3,000円にしようとするものであります。

繰越明許費では、公共下水道事業本荘処理区について、設定しようとするものであります。また、地方債補正では、公共下水道事業の起債限度額を減額しようとするものであります。

続いて、議案第178号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）であります。

歳入で、国庫支出金を組み替え、一般会計繰入金及び繰越金を追加し、歳出では、汚泥引抜き手数料及び集落排水施設機器等の修繕料を追加、農業集落排水事業費の減額、組み替え及び公債費の組み替えが主なものであります。歳入歳出それぞれ3,989万5,000円を追加し、補正後の予算総額を21億9,455万6,000円にしようとするものであります。

最後に、議案第181号水道事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入では、営業外収益の予定額を5万8,000円減額し、総額を27億8,451万4,000円にしようとするものであります。

収益的支出では、営業費用の予定額を459万9,000円追加し、総額を24億9,579万2,000円にしようとするものであります。

資本的支出では、建設改良費の予定額を86万円追加し、総額を18億8,393万3,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査報告を終わりますが、案件審査のまとめの際、委員から、県道羽後本荘停車場線の道路拡幅事業については、県の事業ではあるものの、早期の完成が望まれており、積極的に県へ働きかけを行っていただきたい。

松涛団地を初めとした市営住宅の整備については、入居者や住民に十分な説明を行った上で、理解を得ながら進めるようお願いしたいとの発言があったことを申し添えます。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いますので、御了承願います。

○議長（渡部聖一君） 日程第2、議案第137号総合支所設置条例及び公告式条例の一部を改正する条例案から日程第4、議案第142号コミュニティ防災センター条例の一部を

改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第137号、議案第138号及び議案第142号の3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第5、議案第143号学童保育施設条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第143号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第6、議案第144号農山村集会施設条例の一部を改正する条例案から日程第12、議案第150号鳥海高原子供の国条例の一部を改正する条例案までの7件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第144号から議案第150号まで

の7件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第13、議案第151号火災予防条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第151号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第14、議案第152号武道館条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第152号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第15、議案第153号市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第153号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第16、議案第154号市道猿倉花立線災害防除工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第154号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第17、議案第155号29災第343号一級市道水無線（真人橋）橋梁災害復旧工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第155号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第18、議案第157号過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第157号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第19、議案第158号本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定の策定についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第158号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第20、議案第159号公の施設の指定管理者の指定についてから日程第23、議案第162号公の施設の指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第159号から議案第162号までの4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第24、議案第163号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について及び日程第25、議案第164号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更についての2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第163号及び議案第164号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第26、議案第166号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の本荘由利広域市町村圏組合立休日応急診療所に係る事務の委託の廃止についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第166号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第27、議案第168号一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

各常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第168号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第28、議案第169号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第30、議案第172号診療所運営特別会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第169号、議案第170号及び議案第172号の3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第31、議案第174号情報センター特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第174号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第32、議案第176号下水道事業特別会計補正予算（第6号）及び日程第33、議案第178号集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第176号及び議案第178号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第34、議案第179号スキー場運営特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第179号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第35、議案第181号水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第181号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第36、議案第183号権利の放棄についてを議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第183号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第37、議案第184号一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

総務、教育民生の両常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって議案第184号は、原案のとおり可決されました。

○議長（渡部聖一君） 日程第38、請願第3号消費税増税中止を求める意見書提出についての請願を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、6番佐々木隆一君。

【6番（佐々木隆一君）登壇】

○6番（佐々木隆一君） 請願第3号消費税増税中止を求める意見書提出についての請願。これは、採択すべきとの立場で討論いたします。

安倍首相は、来年10月から消費税を10%に増税すると宣言しました。4年前、8%に増税したことによって家計の消費はいまだに落ち込んだままで、二人世帯の消費支出は年25万円も減っています。このようなときに増税を強行すれば、消費が一層冷え込み景気がますます悪くなることは、火を見るよりも明らかなのではありませんか。

政府は、消費税増税は社会保障のためと言いますが、所得の少ない人ほど負担が重くのしかかる弱い者いじめの税金である消費税を、立場の弱い方々を支える社会保障の財源にするほど本末転倒はありません。

消費税導入から30年、皆さんから集めた消費税の累計は372兆円、社会保障は充実どころか、年金は削られ、医療費の窓口負担はふやさされ、介護保険の利用料の値上げなど、改悪の一途ではなかったでしょうか。

同じ時期に、法人3税の税収は291兆円も減り、消費税収の8割が社会保障のためでなく、結果的に大企業を中心とした法人税減税の穴埋めにされた。これでは、社会保障はよくなるわけがないわけでしょう。

昨年12月議会、消費税を10%に増税することの中止を求める陳情が出ましたが、そのときに不採択とすべきとの立場からの討論を佐藤健司議員がされております。佐藤議員の討論の中では、高齢の方がふえ、年金や医療、介護などの社会保障がよりふえていく社会構造であると。中は略しますが、ヨーロッパ諸国の直間比率のこともあります。比較的景気に左右されない安定的な財源確保に努めてきたもので、これが消費税導入の原点でもあるというふうに述べております。

ヨーロッパの税制に触れていますが、確かに消費税15%、20%、高い国もありますが、食料品は非課税、医療、教育なども無料のところもあります。

9月議会では、同様の陳情に、小松浩一議員が不採択とすべきとの立場からの討論をしています。小松議員の討論を紹介しますが、消費税は景気の動向に左右されにくく、比較的安定した税であると言えます。社会保障費の増加に税収が追いつかず、国の赤字が拡大している現状を考えても、安定した税収である消費税の増税は必要であるものと考えます、こういうふうにあります。

市民の皆さんの声は、私の知る範囲では、消費税増税賛成という方はただの一人としていませんでした。市の商工会の役員の方ですら、消費税増税は大変困る。特に複数税率などは、複雑、煩雑で面倒だと言っていました。

二人の討論に軽減税率導入についてありました。例を挙げましょう。本みりんや調味料は酒類で10%、みりん風調味料やノンアルコールビールは8%。また、生きた豚はそのまま食べないので10%、ただし加工した枝肉は8%。学校給食は基本的に8%、学生食堂は10%。寿司屋さんで店で食べると10%、持ち帰りが8%。入院時の病院食は医療食で非課税など、法的根拠のでたらめぶりが明らかになっています。

また、社会保障の維持、充実に言及していますが、参議院選挙が終わったら、後期高齢者医療を1割から2割へ、介護保険の利用料は1割から2割負担へ引き上げ、要介護1・2の生活援助の保険給付外し、児童手当の給付対象から多くの共働き世帯を除外するなど、国民には社会保障のためと増税しながら、社会保障削減で大なたを振るう。国民をだまし討ちにするような議論はやめるべきでしょう。

安倍首相は、今回の増税を全世代型社会保障をつくるためと言っていますが、お二人とも同じ論調なのではありませんか。

安倍政権のもとで、大企業に対して4兆円もの減税がばらまかれ、自民党に対する企業献金は13億円から23億円に倍増しました。財界から献金をもらい、空前の利益を上げ

ている大企業に減税をばらまき、その穴埋めのために庶民から大增税を絞り上げる。これは政治の姿勢としては根本的に間違っているのではありませんか。

社会保障と子育て、教育のための財源というなら、繰り返しになりますが、富裕層と大企業への優遇税制にメスを入れ、応分の負担を求める税制改革に取り組むべきであります。

増税するなら、さきに新聞等でも報道されましたがアベノミクスのもとでさんざんもった大企業の利益の内部留保、過去最高の446兆円、この力を賃上げや設備投資、下請、中小業者に回すことによって経済の好循環を生むことでしょうか。そうすれば増税分を、大企業や大金持ちから能力に応じた負担をしていただくこととなります。5兆円ともいわれる財源が生まれ、日本の経済も財政も立て直すことができます。

昨年、皆さんもいろいろ選挙公報に掲載された公約がありました。市民のため、市民の思いを、市政の中に安心・安全なまちづくり、市民目線でというのは結構あります。自分の足で歩いて、見て、聞いて、話してというふうなこともありました。やはり先ほども申し上げましたが、市民の皆さんは、消費税増税にはきっぱりと反対していただきたい、そういう声が多いのであります。10%の増税を定着させる。そうすれば、皆さん、昨年の選挙公報に相反し、矛盾することになるのではありませんか。その後、様子を見て次のステップでは、さらに15%、17%、20%以上の構想があります。それでも皆さんはよしとするのでしょうか。今でさえ、命と暮らしが脅かされている市民の生活に、ぜひとも思いを寄せていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（渡部聖一君） 次に、22番伊藤文治君の発言を許します。22番伊藤文治君。

【22番（伊藤文治君）登壇】

○22番（伊藤文治君） 高志会の伊藤文治です。請願第3号消費税増税中止を求める意見書提出についての請願、総務常任委員会委員長の報告どおり不採択に賛成する立場から討論をいたします。

請願の主な理由の要点をまとめると、消費税増税によって市民の暮らしや地域経済は深刻な状況になるとし、大きくは3つの理由を挙げております。

1つ目として、増税と年金カット、医療、介護などの社会保障費負担増、また賃金低下、物価上昇の三重苦を上げております。

市民の暮らしや地域経済は深刻な状況については、いわゆる可処分所得、個人が自由に使える手取り収入が減って、国民生活が今以上に厳しくなるという主張と考えます。誰もが税金が上がって喜ぶ人はいないわけで、1つ目の可処分所得が減るとの主張はよくわかります。

このたびの消費税増税を含めた税金の使い道については、選挙が近づくにつれて、消費税の目的がどこにあるのか、税を払う消費者、転嫁する事業者等に理解しづらいなど改善が必要であるとの感はありますが、消費税は成熟した社会を維持する上で必要不可欠であり、このたびの増税2%に対しては、その用途や転嫁の仕方に大いなる関心を持ち、注視すべきと考えます。

2つ目として、消費税にかわる税としては、1、大企業や裕福層の優遇税制の見直し、2、軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、その分、3、社会保障の

拡充、財政再建への道が開かれるであります。

1、大企業や裕福層の優遇税制の見直しについては、大企業にかかわらず、企業は利益を上げることでの社会貢献がその使命であり、企業としての基本でもあります。

そうした中で、企業等が利益から税金を差し引いてためられたお金、いわゆる内部留保が空前の状態にあるといわれているので、課題として内部留保の流動性を持つことで、さらなる企業としての社会貢献を期待したいと思います。

2、軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らすについて。

軍事力については、まことに悲しいことではありますが、軍事力の均衡により世界の平和、安全保障が保たれているという現実があります。ただし削減の努力は国際間の協調においてすべきと考えます。

また、不要不急の大型公共工事への歳出を減らすについては、大規模な自然災害の発生も相次いでいる。基本的には国民からの税金である国費を投入し、国土の強靱化も含め、熊本や北海道地震、本県の雄物川水害復旧等に当たっているのが現状であります。

3つ目、自治体の財政も消費税が大きく圧迫しているについて。

市民等における全体の消費に対し、一定の割合で市に交付される地方消費税交付金はふえると思います。しかし、一般会計の基幹税等では、次年度以降減収の可能性も否めないものと考えます。

また、次年度以降の予算における投資的経費や物品購入等に盛り込まれる消費税の増額、あるいは特別会計、ガス、水道、下水道等において、消費税が8%から10%になることで、2%の負担増は明らかであり、市民へどう消費税分を転嫁するかにかかりますが、市財政も厳しくなるとの主張はごもっともと考えております。したがって、市財政にも大小はあるが、影響が出てくるのは一般的に言えることだと考えています。

ただいま1から3までの増税中止をすべきとの要旨に対して、私の考えを申し述べたところです。増税中止をすべきとの理想的主張は大変わかりやすいのですが、現実に従い、現実には習う生き方もまた大切であります。

少子高齢化、人口減少での社会保障充実と財政規律等に係る課題。資源がない日本の国における大企業等は輸出で外貨を稼いで暮らしている。このことは自国だけでは地域も含め経済が成り立たないという現実。世界の平和は軍事力の均衡で保たれているという現実。不要不急の大型公共工事への歳出を減らすのは当然であります。気象変動や地震災害等への強靱化は喫緊の課題等々、ただいま申し上げた課題や現実を直視した場合、消費税を現行の8%から2%上げ、10%に対しては、これがベストだとの答えはないのですが、ただいま申し上げた現状や課題等を考えるとベターとの観点から、請願第3号消費税増税中止を求める意見書提出について、委員長報告のとおり不採択すべきとの立場から討論いたします。

○議長（渡部聖一君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部聖一君） 起立少数であります。よって請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第39、陳情第7号安全・安心の医療・介護の実現、夜勤改善と大幅増員を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって陳情7号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第40、陳情第8号介護労働者の労働環境及び処遇の改善を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって陳情第8号は、趣旨採択することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第41、陳情第9号全国を適用地域とした看護師の特定最低賃金の新設を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、6番佐々木隆一君。

【6番（佐々木隆一君）登壇】

○6番（佐々木隆一君） 全国を適用地域とした看護師の特定最低賃金の新設を国に求める意見書提出についての陳情であります。採択すべきとの立場で討論いたします。

陳情の提出者である秋田県医療労働組合連合会が、昨年、実施した看護師の皆さんを対象にしたアンケートでは、以前より仕事量がふえたと答えた人は全体の7割、仕事をやめたいとの回答も8割ありました。

やめたい理由には、職場の人手不足から仕事のきつさを上げた人が多くいたのです。いずれも全国調査の結果よりも高く、本県の看護現場の深刻な労働実態が改めて浮き彫りになりました。秋田県だけではなく、全国に共通する課題でもあります。

私の近くに住む30代後半の女性看護師は総合病院に勤めていたのですが、小学6年生から2歳児まで子供4人おり、出産、産休、育休の繰り返しで、勤務も日勤、準夜勤務、深夜勤務とあり、交替勤務で仕事がきつく総合病院をやめ個人の医院に転職しました。

このように、同じ看護師資格を持ちながら働く地域によって給与体系なども大きく違い、それによって地域間格差ができるようであります。当然、そのことに起因して看護師の賃金水準が上がらず、看護師の地域偏在なども起きているようであります。

文面にありますように、医療施設の安全・安心な職員体制や医療・看護現場に働く皆さんの処遇の確保及び特定最低賃金の導入は、国の責任で行われるべきであります。

以上であります。

○議長（渡部聖一君） 次に、16番佐藤健司君の発言を許します。16番佐藤健司君。

【16番（佐藤健司君）登壇】

○16番（佐藤健司君） 会派高志会の佐藤健司です。

陳情第9号は、全国を適用地域とした看護師の特定最低賃金の新設を国に求める意見書提出についての陳情であります。

私は、教育民生常任委員長の不採択とすべきとの報告に賛成の立場から討論を行います。

この陳情は、医療・看護の現場での厳しい労働環境と低賃金のもとで看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いているとし、看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療・看護体制を確保するため、全国を適用対象とした特定最低賃金を新設することとしております。

処遇の改善は不十分であるという認識はありますが、診療報酬による看護師の労働に関する公正な評価を求めるということも難しく、患者負担と医療費を含む社会保障費のさらなる増加につながる可能性もあります。現在の社会状況を鑑みると特定最低賃金の導入は考えづらく、多くの国民の理解を得るに至らないと考えます。

このようなことから、陳情第9号全国を適用地域とした看護師の特定最低賃金の新設を国に求める意見書提出についての陳情については、教育民生常任委員長の不採択とすべきとの報告に賛成の立場からの討論といたします。

○議長（渡部聖一君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件は起立採決いたします。

委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（渡部聖一君） 起立少数であります。よって陳情第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

-
- 議長（渡部聖一君） 日程第42、陳情第10号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。初めに、5番今野英元君。

【5番（今野英元君）登壇】

- 5番（今野英元君） 陳情第10号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める意見書提出についての陳情でありますけれども、採択すべきとの立場から討論を行っていきたいと思います。

2006年から後期高齢者医療、どうやってつくっていくかということが政府内で討議されてきて、2008年の4月から後期高齢者医療制度が実施されました。後期高齢者にくられる75歳以上の人口は当時約1,300万人で、ちょうど日本の人口の約1割を占めて、当時32兆円の医療費の3分の1、11兆円がその医療費の額でありました。

厚生省は、私たち団塊の世代ですけれども、団塊の世代が、全員75歳以上になる2025年に、後期高齢者人口がほぼ倍の2,500万人になると予測しております。人口は倍になっても医療費は倍にしない仕組み、医療構造改革をつくり上げたとして、厚生省幹部は国民皆保険以来の大改正と豪語しております。しかし、この制度は日本の医療制度を根本から改悪しようとするものであります。

2025年に75歳以上の人口が倍になったとして、単純計算で2008年の75歳以上の医療費11兆円が22兆円になる医療費から8兆円も削り、14兆円という金額の目標も掲げておりました。

高齢者の医療費をこの一番で削減するために、ひいては公費負担の大幅な抑制のために、後期高齢者医療制度はつくられたのであります。

そのため、後期高齢者医療制度は療養病床の縮小・削減、38万床から15万床にするという高齢者の入院そのものを抑制するというダイレクトな削減案とともに、高齢者みずから医療費の痛みを知ってもらい、みずから受診を抑制させる仕組み、あるいは保険料を拠出しない未納者や滞納者を同制度から排除するという仕組みも盛り込んだのであります。

この後期高齢者医療制度は、高齢者を75歳以上の年齢で勝手に区分して、それまで

入っていた国保や健康保険から追い出し、保険料は年金天引き、そして保険料を払えない人からは保険証を取り上げる。また、健康診断や外来医療、入院や終末期に至るまで、あらゆる段階で安上がりの差別医療を押しつけるという制度でありました。

高齢者の窓口負担の強化、1割から2割に上げるということは、現状の1割負担が既に呼び起こしている受診抑制をさらに増幅させることとなります。また受診抑制は、重症化や死亡を招くことになって、その事例が近年特に多くなっております。

日本医師会、高齢者団体でも、高齢者医療制度改革会議の場で、1割から2割負担への倍増は今以上に受診抑制につながる、自己負担の引き上げで、必要な医療も抑制される、低所得者層に病気が多いことを考えると、窓口負担の引き上げなどで実質的には逆累進的な負担になるとしております。

1割から2割への負担増は、まさに高齢者の医療難民、がん難民、介護難民を発生させるものであります。ベッド数の削減や終末期自宅みとり、後期高齢者の自己負担増、自由診療の拡大など、まさに国が高齢者、国民の健康や命、医療を守ることから責任を放棄したのではないのでしょうか。

以上の点から、陳情第10号の採択を強く求めるものであります。

以上であります。

○議長（渡部聖一君） 次に、11番佐藤義之君の発言を許します。11番佐藤義之君。

【11番（佐藤義之君）登壇】

○11番（佐藤義之君） 会派高志会の佐藤義之です。

私は、陳情第10号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める意見書提出についての陳情に対し、教育民生常任委員長報告のとおり不採択とすべきに賛成の立場から討論します。

日本の平均寿命は、現在男性が80歳余り、女性が87歳余り、健康寿命は男性72歳、女性74歳となっています。また、75歳以上の人口が1,600万人余り、100歳以上が6万7,000人となっており、世界最長の長寿国でもあります。

そうした中で、平成20年4月より後期高齢者制度が施行されました。制度の内容としては、75歳以上の後期高齢者になると、各都道府県の広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し給付を受けることになったところでもあります。これは高齢者医療を社会全体で支えるために、現役世代からの支援金と公費で9割賄う仕組みとなっています。

しかし、少子高齢化が加速、2025年の人口予測では19歳以下が15%、20歳から60歳が54%、65歳から74歳が12%、75歳以上が18%の予想となっており、現役世代に、より負担のかかる人口構造にあります。

さて、陳情にあるように経済財政諮問会議等では、これまで原則1割となっている医療機関の窓口での自己負担割合を、少子高齢化の進展に伴い2割に引き上げるべきと審議がされているものであり、老人クラブ連合会や医療関係団体から慎重な意見が相次いでいるとしています。

本陳情に対し教育民生常任委員会においては、高齢者の負担増には大変厳しいものがあるが、制度の持続性確保、いわゆる先に述べた高齢者医療を社会全体で支えるために、現役世代からの支援金と公費で9割で賄っている等々鑑みた場合、1割から2割への負

担はやむを得ないとし不採択とすべきとしたところであり、同様の観点から教育民生常任委員長の報告どおり、不採択とすべきに賛成の立場からの討論といたします。

○議長（渡部聖一君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件は起立採決いたします。

委員長報告は不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（渡部聖一君） 起立少数であります。よって陳情第10号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第43、陳情第11号介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

○議長（渡部聖一君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって陳情第11号は、採択することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第44、継続審査中の陳情第3号臓器移植の環境整備を求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

○議長（渡部聖一君） 討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 討論なしと認めます。

採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって継続審査中の陳情第3号は、不採択とすることに決定いたしました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第45、継続審査についてを議題といたします。

陳情第6号食糧の安全・安心を図るための農産物検査法の抜本的見直し等を求める意見書提出についての陳情については、産業経済常任委員長より、なお審査の要ありとし、会議規則第111条の規定により継続審査の申し出がありました。

委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定して御意義ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって陳情第6号は、継続審査とすることに決定いたしました。
-

- 議長（渡部聖一君） 日程第46、委員会活動報告を議題といたします。

総合防災公園整備特別委員会から委員会の活動報告がありましたので、これを求めます。24番高橋信雄君。

【総合防災公園整備特別委員長（高橋信雄君）登壇】

- 総合防災公園整備特別委員長（高橋信雄君） 去る12月13日に、9月に完成した由利本荘アリーナにおける建設工事の瑕疵対応と開館以降の利用状況について協議するため委員会協議会を開催しましたので、その協議内容について御報告申し上げます。

瑕疵対応事案については、11月22日にメインアリーナにおいて雨漏りが確認されたものですが、12月3日に漏水箇所の屋根防水シートの増し張り施工を実施したほか、屋根全体を点検した結果、ほかに不良箇所はなく、その後も漏水は確認されておりませんが、当施設建設は防災拠点の整備とあわせ地域経済の活性化、にぎわいの創出などを掲げ、本市合併以降最大級の事業規模で行われたものであり、開館間もなくこのような事案が発生していることは施工業者の瑕疵によるものとはいえ、各種イベントや大会を招致開催している中において不安を与えるものであるため、今後は同様の事案が発生しないよう万全な対応を望むものであります。

また、開館後の利用状況についてはおおむね順調に推移しており、今後も各種行事などが予定されていることなどから、さらに今後は利用者の市内宿泊や飲食などにより地域経済への波及効果があらわれるよう、関係団体等に働きかけるなど市もその役割を担い、交流人口の拡大とにぎわいの創出一層の努力を期待するものであります。

以上で、総合防災公園整備特別委員会の活動報告を終わります。

- 議長（渡部聖一君） これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（渡部聖一君） 質疑なしと認めます。

以上をもって、委員会活動報告を終結いたします。

この際、議決結果に基づく案件追加を協議するための議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

なお、間もなく正午になりますが、議会運営委員会の後、会議を再開いたします。

午前 11時55分 休 憩

午後 0時33分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、議会運営調整のため、再度にわたり休憩いたします。

午後 0時34分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○議長（渡部聖一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番佐々木隆一君より発言の申し出がありますので、これを許します。6番佐々木隆一君。

【6番（佐々木隆一君）登壇】

○6番（佐々木隆一君） 発言の取り消しの許可を求めるものであります。

本日の本会議での請願第3号の討論における発言の中で、過去の討論に対する私の見解及び個人の選挙公報に関する発言部分是不適切でありましたのでおわび申し上げ、会議規則第65条の規定により、その部分について発言取り消しの許可をお願いいたします。

○議長（渡部聖一君） なお、発言の取り消しの内容につきましては皆様方に配付しておりますので、これを御参照願いたいと思います。

この際、お諮りいたします。

ただいま、6番佐々木隆一君より請願第3号に係る討論時における発言について、会議規則第65条の規定により取り消しをしたい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、6番佐々木隆一君の発言の取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほど採択されました陳情第11号に係る委員会発案第4号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております委員会発案第4号を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第47、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第4号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 日程第48、委員会発案第4号介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善等を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第4号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（渡部聖一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議長（渡部聖一君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は全て終了いたしました。

去る11月30日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

また、この後、年末を迎え大変お忙しい時期となります。市民の皆様も体調には十分御留意され、御健勝にて新しい年を迎えられますよう祈念申し上げます。

これをもちまして、平成30年第4回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時05分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長 渡部 聖 一

議 員 渡 部 功

議 員 大 関 嘉 一